

一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟 基本規定

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般社団法人日本 FID バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の規定に基づき、本連盟の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- ① 本連盟に加盟または登録する団体（加盟チーム、都道府県バスケットボール連盟、以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）は、本規程およびこれに付随する諸規程の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。
- ③ 加盟・登録団体および選手等は、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。
- ④ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

第2章 組織

第3条〔役員〕

- ① 本連盟には、次の各号の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上12名以内
 - (2) 監事 2名
- ② 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- ③ 前項の会長、副会長および専務理事1名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、その他の副会長および理事をもって同法上の業務執行理事とする。

- ④ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない
- ⑤ 監事は、本連盟の職員または本連盟の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。

第4条〔役員を選定〕

- ① 会長、副会長および専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- ② 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- ③ 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

第5条〔理事の職務〕

- ① 理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、職務を執行する。
- ② 会長は、法令および定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。会長の職務を代行する副会長は、代表理事である副会長1名とする。
- ④ 業務執行理事は、理事会の議決に基づき、本連盟の業務を分担執行する。
- ⑤ 会長、副会長および専務理事は、半期に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第6条〔監事の職務および権限〕

- ① 監事は、次の各号の職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- ② 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第7条〔役員任期〕

- ① 役員任期は、前任者の任期満了日の翌日から選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は連続4期まで(期の途中で就任した場合はその期を含めない)とする。
- ② 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第8条〔役員解任〕

役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の4分の3以上の議決により解任することができる。ただし、

この場合、理事会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められる場合

第9条〔役員報酬等〕

① 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

② 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

③ 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める「役員及び理事の報酬並びに費用に関する規程」による。

第10条〔取引の制限〕

① 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする本連盟との取引

(3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連盟とその理事との利益が相反する取引

② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第11条〔責任の免除または限定〕

① 本連盟は、「役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

② 本連盟は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第12条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第13条〔権限〕

理事会は、定款に規定する事項のほか、次の各号の事項を議決する権限を有する。

(1) 本連盟の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

(4) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(5) その他理事会で議決するものとして法令で定められた事項

第14条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第15条〔理事会の招集・議長〕

- ① 理事会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれにあたる。
- ② 理事会の招集は、会長が理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに 書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。
- ③ 会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、副会長が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。
- ④ 副会長が会長と同様の事態となった場合には、専務理事が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。

第16条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- ② 理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ③ 監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条〔理事の議決権〕

- ① 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- ② 出席理事が議決権を行使することができるが、議決権代理行使によるか、または書簡による投票も認めるものとする。

第18条〔議決〕

- ① 理事会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ② 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

第19条〔議決の省略〕

理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第20条〔報告の省略〕

理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第21条〔議事録〕

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長および理事が記名押印の上これを保存する。

第22条〔コンプライアンス委員会の設置〕

定款、本規程およびこれに付随する諸規程(以下「本規程等」という)に対する違反行為について調査、審議および懲罰案の理事会への提出ならびに本規程等に関連する紛争の和解斡旋を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。

第23条〔組織および委員〕

- ① コンプライアンス委員会は、委員長および2名以上4名以内の委員をもって構成する。
- ② 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。
- ③ 委員は非常勤とする。

第24条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第25条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② コンプライアンス委員会は、理事会の諮問または会長の申出があった場合に委員長が招集する。
- ③ コンプライアンス委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- ④ コンプライアンス委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- ⑤ コンプライアンス委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- ⑥ 委員長に事故ある場合は、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第26条〔所管事項〕

- ① コンプライアンス委員会は、本連盟に加盟または登録する団体(加盟チーム、都道府県バスケットボール連盟、以下本条において「加盟・登録団体」という)および個人(選手、指導者等チームスタッフ、審判および役職員その他の関係者、以下本条において「選手等」と

いう)による本規程等に対する違反行為について調査および審議を行った上、答申を作成し、これを理事会に提出する。

② コンプライアンス委員会は、加盟・登録団体および選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立に基づき和解を斡旋するものとする。ただし、コンプライアンス委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体(加盟チームを除く)における紛争については、当該団体の決定によるものとする。

- (1) 契約、所属および移籍に関する紛争
- (2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争
- (3) 加盟・登録団体間、選手等間、またはその両者間における、加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争

第27条〔コンプライアンス委員会規程〕

コンプライアンス委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する「コンプライアンス委員会規程」の定めるところによる。

第28条〔専門委員会の設置〕

本連盟の事業遂行上必要ある場合は、理事会の議決を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 強化・普及委員会
- (6) スポーツ医科学委員会

第29条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、本連盟の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

第30条〔委員の任期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、理事会の議決に基づき、5年を超えない範囲で委員長 の任期を延長することができる。
- ③ 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ④ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第31条〔招集・議長〕

- ① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- ② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合 はこの限りではない。

第32条〔所管事項〕

- ① 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ② 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第33条〔委員長の権限〕

- ① 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
 - (1) 委員を理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- ② 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第34条〔事務局との連携〕

各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本連盟事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第35条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て細則を制定することができる。

第36条〔事務局総則〕

- ① 本連盟の事務を処理するため、事務局長および事務局を置く。
- ② 事務局長は専務理事がこれを務めることができる。
- ③ 事務局には職員を置くことができる。

第37条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、専務理事の定めるところによる。

第3章 所属団体

第37条〔定義〕

- ① (公財)日本バスケットボール協会の競技規則に準じバスケットボール競技を行うチームで

あって、本連盟の定める項に応じ公認されたチーム。

②知的障がい者のバスケットボール競技の普及及び発展を図るために本連盟が公認したチーム。

③都道府県に於ける知的障がい者のバスケットボール界の統括及び普及振興を担い、本連盟の趣旨に賛同する団体であって本連盟に加盟したもの。

第38条〔加盟の義務〕

本連盟が主催する大会に出場する場合は、毎年度本連盟に加盟しなければならない。

第39条〔加盟料〕

本連盟の理事会に於いて別途定めるところとする。

第4章 選手

第40条〔選手の義務〕

① 選手は、本連盟の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。

② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

③ 選手は、国際パラリンピック委員会 (IPC) 及び国際知的障がい者スポーツ連盟 (INAS) の規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。尚、障がい特性によって服薬しているものについては事前に本連盟のスポーツ医科学委員会宛に事前申請せねばならない。

第41条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) IPC および INAS が定める禁止物質の使用

(2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第42条〔日本代表チームへの招聘〕

① 選手は、本連盟により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本連盟の招聘に応ずることができない場合は、医師の診断を受けなければならない。

② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。

③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本連盟が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第5章 ドーピング

第43条〔ドーピングの禁止〕

- ① 本連盟は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、国内選手権ではドーピング検査を実施する場合がある。
- ② ドーピングに関する事項は、理事会において別に定める「アンチ・ドーピング規程」の定めるところ。
- ③ 日本代表チーム、育成チームに関しては日本アンチ・ドーピング機構、(公財)日本バスケットボール協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会と連携し、啓発活動に努める。

第6章 改正

第44条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

第7章 施行

第45条〔施行〕

本規程は、平成29年12月29日から施行する。